

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名及び業者の住所
東京都千代田区富士見2-10-2
前田建設工業株式会社
2. 指名停止措置期間
平成27年11月16日から平成27年12月6日まで（3週間）
3. 指名停止措置の範囲
東北森林管理局管内
4. 事 実 概 要：
前田建設工業株式会社は、平成27年4月1日、東北地方整備局発注「国道45号外 千徳小山田道路工事」において、トンネル発破の装薬作業中、切羽が崩れ、作業員が岩石の下敷きとなり死亡するという事故を起こした。
当該事故は、作業員への地山に関する教育が不足していたこと、待避が必要な場合において、具体的な待避場所を定めていなかったこと、崩落時における危機管理連絡がなされなかったこと、切羽監視人の配置や合図方法が具体的に定められておらず、その場の個人の判断に任されていたことなど、安全管理を怠ったために発生した事故であるとして、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（以下「同要領」という。）及び「地方整備局（港湾・空港関係）所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」それぞれの別表第1第7号に該当し、同要領を準用する「国土交通省所管の物品等調達契約に係る指名停止等の取扱いについて」に該当するとして、東北地方整備局より3週間の指名停止を受けた。
5. 指名停止措置理由：
上記のことは、「工事請負契約指名停止等措置要領」別表第1第8号（安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故）に該当し、契約の相手方として不相当であると認められるため、本件については3週間の指名停止措置とするものである。

〈工事請負契約指名停止等措置要領の制定について〉

別表第1 当該部局の管轄区域内において生じた事故等に基づく措置基準

措 置 要 件	期 間
(安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故) 8 一般工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたと認められるとき。	当該認定をした日から2週間以上2ヶ月以内

問 い 合 わ せ 先
東北森林管理局
秋田県秋田市中通5-9-16
総務企画部 経理課長 細田 雄一 電話018-836-2070